

## 第48回定時株主総会招集ご通知の補足資料

### インターネット開示事項

1. 事業報告関係
2. 個別注記表
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

〔上記資料は、会社法施行規則第133条第3項ならびに会社計算規則第133条第4項および同第134条第4項に基づくものです。〕

ファナック株式会社

## インターネット開示事項

### 1. 事業報告関係

#### (1) 当社の役員に関する事項

##### 役員の責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である佃和夫、今井康夫、小野正人の3氏および社外監査役である中川威雄、住川雅晴、原田肇の3氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### (2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

(イ) 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 36百万円

(ロ) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

- 注記
1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(イ)の金額はこれらの金額を合計しております。
  2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
  3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由  
監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な書類を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、合理的な水準であると判断し、同意いたしました。
  4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である生産性向上設備投資促進税制の認定申請に係る確認業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会の決議に基づき、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

#### (3) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存する。取締役および監査役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質および輸出管理等に係るリスクについては、リスク対応責任者が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかにリスク対応責任者を定める。さらに、代表取締役直轄の内部監査部が、各部門の業務遂行状況について内部監査を行う。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営システムを用いて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ・ 取締役および主要な使用人を構成員とする各種主要会議における重要事項の審議
- ・ 原則として月1回以上開催される取締役会における重要事項の承認と決算等の報告

④ 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人に対し、法令および定款、その他の社内規定に関する教育を実施することにより、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。また、反社会的勢力とは関係を持たないとの基本方針を取締役および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携し組織的に対応する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の社長は当社会長に対し定期的にその事業の状況を報告するとともに、重要案件については事前にその承認を得る。さらに当社取締役が子会社の取締役を兼務し、定期的に開催される取締役会に出席することで子会社における業務執行を管理する。また、第②項に記載したリスク対応責任者が、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を、子会社に対しても行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

必要に応じ、監査役は職務を補助すべき使用人を置く。

⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ロ) 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

第③項に記載した取締役会および各種主要会議に、監査役が出席することで、取締役および使用人と、経営に必要な情報を共有する。また、監査役会に、会長および社長が出席することで、監査役と、経営に必要な情報を共有する。また、当社および子会社の取締役および使用人は法令・定款に違反する重大な事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、すみやかに監査役に報告するものとする。

⑧ 第⑦項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第⑦項の報告をした者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これに応じる。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社は、創業以来の理念である「厳密と透明」を基本にした「ファナック役員社員行動規範」を設け、周知することで、コンプライアンスの意識向上に努めています。また、社員等が不利益を被る危険を懸念することなく通報できる内部通報の仕組みを設けています。

② リスク管理体制

当社では、各責任部署・組織が、それぞれの担当に応じガイドラインの制定、研修の実施等を通じてリスク低減に努めています。

③ グループ会社の経営管理

グループ会社から重要事項について報告を受け、承認をしています。また国内外の子会社についても「ファナック役員社員行動規範」の適用対象とし、その内容を各社の役員社員に周知することで、コンプライアンスの意識向上に努めています。また、社員等が不利益を被る危険を懸念することなく通報できる内部通報の仕組みを設け、子会社についても順次適用対象に加えています。

④ 取締役の職務執行

取締役は、取締役会での活動のほか、社外取締役を除き原則として業務執行を行うことで、各事業本部、統括本部の業務に関する正確な情報を把握し、効率的な職務執行に努めています。また社内取締役は、「one FANUC」の基本方針のもと世界中の主要グループ会社が一堂に集まる「FG会議」などの重要会議に出席することで、グループ全体の情報を効率的に共有しています。

## ⑤ 監査役の職務執行

監査役会に代表取締役が出席することにより、監査役は、経営に必要な情報を効率的に共有しています。また監査役は、重要会議への出席等を通じて、その他必要な情報を取締役および社員と共有しています。

## 2. 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - 子会社および関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - その他有価証券  
(時価のあるもの)  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
  - (時価のないもの)  
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - 製品・仕掛品・・・個別法および総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
  - 材料・・・・・・・・最終仕入原価法
  - 貯蔵品・・・・・・・・先入先出法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
  - ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② アフターサービス引当金  
当社商品のアフターサービス費用の発生額を売上高と期間対応させるために、過去の実績率を勘案し計上しております。また、特定の案件については個別に必要見込額を検討して計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
    - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。  
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
5. 消費税等の会計処理  
消費税等の処理は税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ 15 億 45 百万円増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	249,472 百万円
2. 保証債務残高	36 百万円
従業員住宅ローンに対する債務保証を行っております。	
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	46,214 百万円
短期金銭債務	2,301 百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
売上高	257,985 百万円
仕入高等	12,633 百万円
営業取引以外の取引高	25,074 百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	10,216,648 株

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	10,575 百万円
減価償却費	5,591 百万円
未払事業税	1,336 百万円
未払費用	4,309 百万円
投資有価証券	837 百万円
その他	6,471 百万円
繰延税金資産小計	29,119 百万円
評価性引当額	△847 百万円
繰延税金資産合計	28,272 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,485 百万円
その他	△83 百万円
繰延税金負債合計	△2,568 百万円
繰延税金資産の純額	25,704 百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ファナック アメリカ コーポレーション	(所有) 直接100%	当社商品の 販売	F A・ロボット・ ロボマシンの販売	57,799	売掛金	5,468
子会社	ファナック ヨーロッパ コーポレーション	(所有) 直接100%	当社商品の 販売	F A・ロボット・ ロボマシンの販売	52,544	売掛金	4,718
関連 会社	上海ファナック 国際貿易有限公司	(所有) 直接25% 間接25%	当社商品の 販売	ロボット・ ロボマシンの販売	37,980	売掛金	14,970

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(注2) 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	5,959円47銭
1株当たり当期純利益	579円70銭

## 重要な後発事象

(厚生年金基金の代行返上)

当社は、平成29年1月25日に開催されたファナック厚生年金基金の代議員会において、厚生年金基金の代行部分(将来分)の国への返上が決議されたことを受け、同月に厚生労働大臣に将来期間の代行部分に係る支給義務免除の認可申請を行い、平成29年4月1日に認可を受けました。将来分返上に伴う平成30年3月期以降の損益に与える影響は軽微です。

また、当該認可から一定期間の後、厚生年金基金の代行部分(過去分)に係る返上の手続きを実施する予定です。過去分返上に伴う損益への影響は、現時点では未確定です。

### 3. 連結株主資本等変動計算書

〔 自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,014	96,206	1,269,557	△ 90,574	1,344,203
当期変動額					
剰余金の配当			△ 76,623		△76,623
親会社株主に帰属する 当期純利益			127,697		127,697
自己株式の取得				△ 13,483	△ 13,483
自己株式の処分		2		1	3
自己株式の消却		△2	△13,377	13,379	—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	37,697	△103	37,596
当期末残高	69,014	96,208	1,307,254	△90,677	1,381,799

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,391	5,974	△26,085	△15,720	6,427	1,334,910
当期変動額						
剰余金の配当						△76,623
親会社株主に帰属する 当期純利益						127,697
自己株式の取得						△13,483
自己株式の処分						3
自己株式の消却						—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,203	△6,684	△443	△2,924	△125	△3,049
当期変動額合計	4,203	△6,684	△443	△2,924	△125	34,547
当期末残高	8,594	△710	△26,528	△18,644	6,302	1,369,457

#### 4. 連結注記表

##### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

##### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称

FANUC America Corporation	FANUC Europe Corporation
KOREA FANUC CORPORATION	TAIWAN FANUC CORPORATION
FANUC INDIA PRIVATE LIMITED	ファナックパートロニクス株式会社
ファナックサーボ株式会社	

子会社のうちファナック機電株式会社他は連結の範囲に含まれておりません。

これら非連結子会社の総資産、売上高、純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

##### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 2社

会社名：BEIJING-FANUC Mechatronics CO., LTD.

SHANGHAI-FANUC Robotics Co., LTD.

適用外の非連結子会社および関連会社（ファナック機電株式会社他）の純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

##### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (i) 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

##### (ii) 棚卸資産

主として個別法および総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）であります。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (i) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、当社および国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

##### (ii) 無形固定資産

主として定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

##### (i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ii) アフターサービス引当金

当社商品のアフターサービス費用の発生額を売上高と期間対応させるために、過去の実績値を勘案し計上しております。また、特定の案件については個別に必要見込額を検討して計上しております。

##### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### (i) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算

定式基準によっております。

・ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(ロ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ハ) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

### 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ15億45百万円増加しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	273,924百万円
2. 保証債務残高	36百万円
従業員住宅ローンに対する債務保証を行っております。	

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数	
普通株式	204,072,715株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	40,526	208円21銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	36,098	186円20銭	平成28年9月30日	平成28年12月1日
計		76,624			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成29年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

① 配当金の総額	40,512百万円
② 1株当たり配当額	208円98銭
③ 基準日	平成29年3月31日
④ 効力発生日	平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、所要資金を全て自己資金により充当し、外部からの調達は行っておりません。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券は、容易に換金可能でありかつ価格変動について僅少なリスクしか負わない3ヶ月以内の譲渡性預金であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社グループは、営業債権について、債権管理規定に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替等の変動リスク）

当社グループは、外貨建の営業債権について為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。  
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	629,761	629,761	—
(2) 受取手形及び売掛金	120,787	120,787	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	168,156	168,156	—
(4) 支払手形及び買掛金	(36,011)	(36,011)	—
(5) 未払法人税等	(22,994)	(22,994)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	23,098	12,145	10,953
	小計	23,098	12,145	10,953
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	58	59	△1
	譲渡性預金	145,000	145,000	—
	小計	145,058	145,059	△1
合計		168,156	157,204	10,952

負債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額49,039百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券  
 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	629,761	—	—	—
受取手形及び売掛金	120,787	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	145,000	—	—	—
合計	895,548	—	—	—

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	7,031円79銭
1株当たり当期純利益	658円63銭

## 重要な後発事象

(厚生年金基金の代行返上)

当社は、平成29年1月25日に開催されたファナック厚生年金基金の代議員会において、厚生年金基金の代行部分（将来分）の国への返上が決議されたことを受け、同月に厚生労働大臣に将来期間の代行部分に係る支給義務免除の認可申請を行い、平成29年4月1日に認可を受けました。将来分返上に伴う平成30年3月期以降の損益に与える影響は軽微です。

また、当該認可から一定期間の後、厚生年金基金の代行部分（過去分）に係る返上の手続きを実施する予定です。過去分返上に伴う損益への影響は、現時点では未確定です。